

## 小樽市設計図書等電子閲覧実施要領

### 第1 目的

この要領は、小樽市が発注する建設工事等に関する設計図書等を、市のホームページ等を利用して電子閲覧を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語の定義

この要領で用いる用語の意義は、以下のとおりとする。

(1) 設計図書等

設計書、仕様書（特記仕様書を含む。）、図面、その他見積用参考資料等をいう。

(2) 電子閲覧

設計図書等の電子データの全部又は一部を、小樽市が定める方法によりインターネットを介して閲覧又は取得することをいう。

(3) 電子データ

設計図書等を PDF ファイル形式で作成したものをいう。ただし、必要な場合は PDF ファイル形式以外の形式によることも可能とする。

(4) 申請フォーム

電子閲覧を行うために、小樽市の定める方法により閲覧申請を行うためのシステムをいう。

(5) 閲覧フォーム

小樽市の定める方法により、設計図書等を閲覧又は取得するための電子データを提供するためのシステムをいう。

### 第3 システムの利用

申請フォームから電子閲覧を行うために必要な事項を申請し、閲覧フォームの URL 及びパスワード等の提供を受けた者が利用できる。

### 第4 電子閲覧の方法等

#### 1 閲覧期間

(1) 条件付き一般競争入札

入札公告の日から入札日の4日前（当該4日前に当たる日が、小樽市の休日を定める条例（平成4年小樽市条例第42号）第1条第1項に規定する休日（以下単に「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日で休日でない日）まで電子閲覧を行うものとする。

## (2) 指名競争入札及び随意契約

指名通知日又は見積通知日から入札日又は見積日の前日までの間において、電子閲覧を行うものとする。

## (3) 閲覧可能時間

原則24時間利用可能とする。ただし、初日については入札公告、指名通知又は見積通知を行った時刻以降とし、最終日については午後5時までとする。

また、保守点検等のため定期又は不定期に公開を停止する場合がある。

## (4) 閲覧期間後の取扱い

入札日及び見積日以降は、電子閲覧のための申請フォーム及び閲覧フォームを削除する。また、当該フォーム削除後の閲覧申請については原則受け付けない。

## 2 電子閲覧の方法

### (1) 条件付き一般競争入札

小樽市ホームページに掲載する申請フォームから電子閲覧を行うために必要な事項を申請し、申請後に提供される閲覧フォームの URL 及びパスワードを用いて電子閲覧を行う。

### (2) 指名競争入札及び随意契約

指名通知書又は見積通知書に記載された方法により、電子閲覧を希望する工事等の担当部署へ連絡し、担当部署から提供される申請フォームの URL を用いて閲覧申請を行うこと。また、閲覧申請後に提供される閲覧フォームの URL 及びパスワードを用いて電子閲覧を行うこと。

## 3 質問

(1) 競争入札又は見積参加希望者は、設計図書等の内容について、質問書により質問をすることができるものとする。

(2) 前号の質問があった場合には、当該質問書に回答を付して、入札公告、指名通知書又は見積通知書において示した期間及び方法により閲覧に供するものとする。

(3) 質問書の提出期限、提出場所、提出方法等については、入札公告、指名通知書又は見積通知書において明らかにするものとする。

## 4 電子閲覧の対象

電子閲覧に供する対象の工事等については、条件付き一般競争入札については入札公告により、指名競争入札及び随意契約にあっては指名通知書又は見積通知書により明らかにするものとする。

## 第5 利用者の責任

- 1 電子閲覧の利用者は、次の各号に該当する事項を遵守すること。
  - (1) 必要な通信機器や通信費などは利用者の責任と負担において準備すること。また、利用者が使用するいかなる機器類及びソフトウェアについて、小樽市は一切の動作保証をしないものとする。
  - (2) 利用者は、自己の責任と判断に基づき、閲覧した電子データを適切に管理し、使用すること。
  - (3) 申請フォーム及び閲覧フォームは保守点検等のため定期又は不定期に公開を停止する可能性があるものとする。当該停止に伴い、設計図書等の電子データの入手が遅延又は不能になった場合において、利用者の受けた損害及び利用者が第三者に与えた損害について、小樽市は一切の責任を負わないものとする。

## 第6 禁止事項

- 1 設計図書等の電子閲覧について、次の各号に該当する事項を禁止する。
  - (1) 第三者になりすましての申請や閲覧。
  - (2) 閲覧、入手した電子データを対象となる工事等の積算・見積に関する目的以外に使用する行為。ただし、対象の工事等を落札し、工事現場等で使用する場合を除く。
  - (3) 電子データを改ざんして、又は相手方に知らせることなく一部を隠匿して見積の取得等に利用する行為。
  - (4) 電子データを第三者へ譲渡、提供、賃借、閲覧に供する行為。ただし、共同企業体による入札で当該共同企業体の構成員間における場合を除く。
  - (5) 閲覧フォームの URL 及びパスワードを他者へ提供する行為。
  - (6) その他、小樽市が不相当と判断する行為。
- 2 前項の行為を行った利用者は、利用者の承諾なく電子閲覧の制限や入札無効とする場合がある。

## 第7 その他

- 1 紛争等の解決
  - (1) 本要領及びシステムの利用に係る同意に関連して、小樽市と利用者との間で紛争が生じた場合には、当事者間において、誠意をもって協議し、その解決に努力するものとする。
  - (2) 本要領及びシステムの利用に関して小樽市に係る紛争が生じた場合には、小樽市の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。
- 2 この要領に定めのない事項については、別に定める。

## 附則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。